

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 4 月 21 日（金）、第 10 回の委員会が開かれました。

- 1 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 45 号）
 - ・加藤厚生労働大臣、大串内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣、小林環境副大臣、尾崎内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官、古川国土交通大臣政務官、柳本環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - ・国土交通委員会と連合審査会を開会することに協議決定しました。
- （質疑者）川崎ひでと君（自民）、早稲田ゆき君（立憲）、阿部知子君（立憲）、遠藤良太君（維新）、吉田とも代君（維新）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）、仁木博文君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

川崎ひでと君（自民）

- （1） 本法律案提出の経緯
- （2） 移管先の省庁の決定理由
- （3） 食品衛生基準行政を消費者庁に移管する一方で食品衛生監視行政は移管しない理由
- （4） 移管により強化される機能
- （5） 水道整備・管理行政の移管関係
 - ア 移管により消費者及び水道事業者に与える影響
 - イ 移管により業務量が増える国土交通省における予算の確保並びに国土交通省本省及び地方整備局等の体制の拡充の必要性
 - ウ 下水道と上水道の技術者資格の更新の要否等のルールの違いを見直す必要性
 - エ 国土交通省と環境省に移管先が分かれることで行政が非効率化してはならないとの意見に対する厚生労働省の見解
 - オ 安全で良質な水道水の確保のために移管先の環境省における研究予算の確保及び人員体制の整備の必要性
- （6） 食品衛生基準行政の移管関係
 - ア 食品衛生基準行政と食品衛生監視行政の所管省庁が分かれることでリスク管理に支障があってはならないとの意見に対する政府の見解
 - イ 移管後の業務遂行のための人員及び研究予算の確保並びに研究機関との連携の必要性
- （7） 厚生労働省の業務のスリム化が本法案による業務の移管で十分であるか否かについての伊佐厚生労働副大臣の見解

早稲田ゆき君（立憲）

- （1） 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案関係
 - ア 水道整備・管理行政の移管についての議論の経過、理念及び機能強化の具体的内容
 - イ 水道・下水道事業に係る施策を可視化するとともに当該施策に対する住民の施策への参画意識を醸成する必要性
 - ウ 将来的な一元化を念頭に一体的な水行政の端緒となる施策を推進する必要性
 - エ パリ市及び岩手県矢巾町における水道事業への住民参加の取組を全国展開する必要性
 - オ 水道・下水道事業の安易な民間委託を行うべきではないとの意見に対する政府の見解
- （2） 平成 12 年に取りまとめられた「特定集団からの離脱者に対する精神医学的・心理学的支援の在り方についての研究会」報告書関係
 - ア 報告書の提言について厚生労働省として共有しているかの確認

- イ 報告書の提言が実行されていないことに対する厚生労働大臣の見解
- ウ 報告書の内容を改めて精査・分析し警察庁及び法務省と共有した上で今後の取組に活かす必要性

阿部知子君（立憲）

- (1) 本法律案により強化される感染症対応能力の内容
- (2) 食品衛生基準行政の移管関係
 - ア 食品衛生基準行政と食品衛生監視行政を分割することによりリスク管理の質が低下する可能性
 - イ 食品衛生基準行政の移管についての薬事・食品衛生審議会への諮問の有無
 - ウ 消費者庁がリスク管理を担うことにより食品安全委員会の中立性が失われる可能性
 - エ 食品衛生法を適用しなかったことから被害が拡大したと考えられる水俣病に対する総括の必要性
- (3) 水道整備・管理行政の移管関係
 - ア 今回の改正が公衆衛生の向上に資する事項
 - イ 改正後に水質基準逐次改正検討会及び国立保健医療科学院が行っているPFAS関連の水質基準の検討、研究を所掌する省庁
 - ウ PFASの血中濃度測定や健康管理に対し厚生労働省が責任を持つ必要性
 - エ PFOS及びPFOA濃度の基準の見直しの方向性
 - オ 移管後の水質のリスク管理を担う人材の育成方法
 - カ リスク管理に対する機器、人及び予算を所管する省庁の確認
- (4) 新型コロナウイルス感染症の流行状況を把握するため下水サーベイランスを強化する必要性

遠藤良太君（維新）

- (1) 食品衛生基準行政の移管関係
 - ア 移管後の食品の科学的安全の確保策
 - イ 食品衛生監視行政を移管しない理由
 - ウ 移管後の国立医薬品食品衛生研究所の知見の活用への支障の有無
 - エ 移管後の消費者庁の体制
 - オ 移管後の消費者庁と厚生労働省の人事交流の方針
- (2) 健康茶へのステロイド含有事案関係
 - ア 厚生労働省の対応策
 - イ 消費者庁の対応策
 - ウ ステルスマーケティングへの消費者庁の対応策
- (3) 水道整備・管理行政の移管関係
 - ア 国土交通省への移管により期待される効果
 - イ 今後の水道事業における広域連携の在り方
- (4) 今後の厚生労働省の組織見直しについての厚生労働大臣の認識

吉田とも代君（維新）

- (1) 国民に負担を求める前に旧文書通信交通滞在費の改革を進める必要性についての厚生労働大臣の見解
- (2) 厚生労働省から移管する業務を食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政とした理由及び経緯並びに両業務の移管先を消費者庁、国土交通省及び環境省とした理由
- (3) 食品衛生基準行政の移管関係
 - ア 移管後の消費者庁における人材確保策及び同庁の本来の業務

- イ 農林水産省からも食品のリスク管理に関する業務を移管する必要性
- (4) 水道整備・管理行政の移管関係
 - ア 国における上下水道行政の窓口をワンストップ化する必要性
 - イ 国土交通省が上下水道行政を一元的に担うことによる地方自治体のメリット
- (5) 本法律案の趣旨が厚生労働省のスリム化であることの確認
- (6) 食品衛生行政及び水道行政はそれぞれ1つの省庁で一元的に担い簡素な行政機構とする必要性

田中健君（国民）

- (1) 公衆衛生の危機対応に係る厚生労働省の組織上の課題及び本法律案による変更点
- (2) 国土交通省移管後の水道施設等の災害復旧支援の内容及び早急な復旧支援につながるかの確認
- (3) 環境省移管後の飲料水の安全性確保への取組方策
- (4) 水道水等からのPFAS検出関係
 - ア 現状の認識
 - イ 環境省移管後の水質基準を検討する専門者会議の所管省庁
 - ウ 環境省及び厚生労働省における今後のPFASへの対応方針

宮本徹君（共産）

- (1) 食品衛生基準行政の移管関係
 - ア 令和4年9月2日の新型コロナウイルス感染症対策本部決定における「販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に係る議論へのタイムリーな反映が可能となる」との文言の起案部署の確認
 - イ 厚生労働省の移管対象部署及び消費者庁における民間企業からの職員の受入れ数
 - ウ 厚生労働省の食品基準審査課で受け入れている職員の出身民間企業は医薬品メーカーであることの確認
 - エ 新設される食品衛生基準審議会に食品メーカー代表者が参加することにより食品の安全性がないがしろにされる懸念
- (2) 水道水におけるPFAS検出関係
 - ア 米国EPAの規制値案を超える国内検出箇所数
 - イ 日本の規制値の見直し時には米国EPAの規制値案を考慮するかの確認
 - ウ 規制値の見直し時には予防原則を踏まえるかの確認
 - エ 環境省が定める水質基準に対して国土交通大臣が意見を述べる際の観点
 - オ 国としてPFOS及びPFOAの健康影響について大規模な血液検査及び健康調査を実施すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解

仁木博文君（有志）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の五類感染症移行関係
 - ア 移行後の病院等における面会についての政府の対応方針
 - イ 医療機関や高齢者施設に対して重症化リスクのある者への感染対策には留意すべき旨を付記した上で面会の対応方針を通知する必要性
- (2) 環境省への移管後の水質基準行政に係る厚生労働省職員の配置
- (3) 消費者庁への移管後の食品衛生監視行政における人員規模
- (4) 持続可能性のあるナショナルミニマムとしての水道事業の在り方に対する厚生労働大臣の見解
- (5) 小規模循環型水システム等の低コスト設備の導入を検討すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解